

# 調 査 部 通 信

NO.364

2022. 8. 24

大教組調査部

## 「定年引上げ」制度について

誰もが安心して働き続けられる制度となるよう  
今後さらなる改善を求める

大阪府・府教委は7月26日付けで、「定年引上げ」にかかる各種制度について提案し、府労組連・大教組は意見集約を行い、交渉を重ね、態度表明を行いました。

### ○提案の内容

#### 1 定年の段階的引き上げ

	現行	2023～ 2024年度	2025～ 2026年度	2027～ 2028年度	2029～ 2030年度	2031～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

#### 2 役職定年制の導入

- ・管理監督職(教育現場では校長、教頭、事務部長)については、60歳に達した翌日から最初の4月1日までの期間(異動期間)に管理監督職以外の職に異動させる制度を導入。
- ・また、60歳に達している職員を、異動期間の末日の翌日以後、新たに管理監督職に任命しない。
- ・ただし、職務の遂行上の特別な事情等ある場合は、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

#### 3 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用できる制度を導入。
- ・勤務時間等の勤務条件は、現行の再任用制度(短時間勤務)と同様。

#### 4 情報提供・意思確認制度の新設

- ・60歳に達する前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するように努める。

#### 5 暫定再任用制度

- ・現行の再任用制度は廃止。但し、定年の段階的な引き上げ期間(2023～2030年度)中は、定年から65歳までの間に経過措置として現行と同様の制度を暫定的に存置する。

#### 6 高齢者部分休業制度

- ・高齢者部分休業を申請できる期間は55歳に達する日後の最初の4月1日から定年退職日までの期間とする。

#### 7 給与制度

- ・給料は7割水準(管理職は管理職給与月額7割)。
- ・昇給はしない。

- ・7割水準を基礎として算定する手当  
地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当
- ・7割水準となる手当  
給料の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当  
(管理職手当、管理職特別手当も7割:特別な事情で管理職を継続する場合)
- ・60歳以下と同様の手当  
扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、災害派遣手当
- ・退職手当  
従来通り(特別退職の特例措置、調整額も含む)  
ただし、60歳以降の退職でも、7割水準となる以前の額を基本額とする(ピーク時特例)。
- ・旅費は60歳以下と同様
- ・定年前再任用短時間勤務の給与月額を基礎として調整基本額を設定(管理職特別勤務手当も)  
その他は現行再任用短時間勤務と同じ。
- ・暫定再任用職員(フルタイム・短時間)  
調整基本額、管理職特別勤務手当は定年前再任用短時間勤務と同様  
その他は現行の再任用制度と同様。

上記の制度に関わって府労組連・大教組は以下の点を要求しています。

- (1) 60歳以降の賃金水準を引下げず、60歳以降も維持すること。また、引下げる場合は段階的に引下げるなどの措置を設けること。
- (2) 55歳昇給停止をやめ、55歳以降も昇給させること。また、40歳代以降の賃金抑制を行わないこと。
- (3) 再任用の賃金水準を定年引上げ職員と同水準となるよう改善すること。一時金についても定年前の職員と同様の支給率とすること。
- (4) 同一労働同一賃金の原則にもとづき、役職定年による管理職と同様の水準とすること。賃金を60歳時賃金の7割とする場合、給料表各級の最高号級の7割となるようにすること。
- (5) 退職手当については、定年引上げによって不利益を受ける職員がいないようにすること。
- (6) 定年前短時間再任用、現行の再任用制度は希望する全員を採用し、定数外配置とし、欠員補充や長時間労働の解消につなげること。60歳以上の職員の勤務が困難となる職種については、必要な人的配置を行い、業務軽減措置をはかること。

交渉の中で、(5)については、「2回ピークがある職員の場合も不利益のないよう退職手当を算定する」と当局は回答し、一定の前進がありました。

また、役職定年制にかかわって「総括実習教員(2級)」「首席・指導教諭(特2級)」の扱いはどうなるかについては、「文科省の調査をまって検討する」と府教委が回答したため、継続審議となっています。